

※この法令は廃止されています。

平成二十七年政令第七十号

日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める割合は、百分の百とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(日本中央競馬会の平成二十五年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止)

2 日本中央競馬会の平成二十五年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十五年政令第五十二号）は、廃止する。

附 則（平成二十九年三月一〇日政令第三一号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。